



バーモス恵庭フットボールクラブ サッカースクール規約

[2018年4月新規改正]

第1条(名称及所在)

本スクールは、バーモス恵庭フットボールサッカースクール(以下本スクール)と称する。「スクール」の事務所は事務局長の自宅に置く。又、バーモス恵庭フットボールクラブの傘下とする。

第2条(目的)

本スクールは、サッカーを通じてスポーツマンシップを身につけ、スポーツへの正しい理解を深め、健全な育成を目的とする。

第3条(入会資格)

本スクールに入会するものは、次の要件を備えていなければならない。

- (1)本スクールの目的に賛同し、本規約に同意及び遵守できるものであること。
- (2)スポーツを行うに適した健康状態であるもの。

第4条(入会手続)

1. 本スクールに入会を希望するものは、所定の手続きに従い本スクールに申し込むものとする。
申込用紙は様式第1号に記載するものとする
2. 所定の手続きを終え、本スクールが入会を認めた者(以下スクール生という)は、別途定める練習日から本スクールに参加することができる。

第5条(会費等)

本スクールに入会をする者は、別に定めるところにより所定の会費を納入するものとする。

第6条(会費の不返還)

一旦入金した会費等は、入会不許可の場合を除き、理由の如何を問わず返還しない。

第7条(会費の滞納)

スクール生が、会費の納入を怠ったときは、本スクールは指導を停止し、または当該スクール生を退会させることができる。

第8条(指導内容)

本スクールは指導要綱を定め、これに基づいて具体的指導方法を決定する。

第9条(練習日及び時間)

1. 本スクールの練習日、時間については、スクールが定めた年間スケジュールによる。
2. やむを得ない事情が発生した場合は、定められた練習日、時間等を変更または中止することができる。その場合は、メールにて事前にスクール生又は保護者に通知する。

第10条(スクール生のモラル)

スクール生は次の事項を厳守しなければならない。

- (1) フェアプレー精神をモットーとし、スクール生全員がサッカーに親しみ楽しめるよう努めること。
- (2) 本スクールの目的に沿うよう努めること。
- (3) 「バーモス恵庭フットボールクラブサッカースクール規約」及び本スクールの定める諸規則を遵守すること。

第11条(退会)

退会については、次のとおりとする。

1. 退会は、心身の障害等により継続が困難な場合または、会員として相応しくない行為があった場合は、役員が協議し決定する。
2. 途中退会は、本人及び保護者からの書面による退会届け提出により認められる。

第12条(スクール生の変更事項)

スクール生は、住所、連絡先等、入会手続きの際の記載事項に変更があった場合には、所定の方法により速やかにその旨、届け出なければならない。

第13条(事故の責任)

1. スクール生は、本スクールが行い、あるいは参加する練習、試合及び合宿並びにこれらに付随する活動においては、当該施設利用に関する諸規定及び施設管理者並びにスタッフの指示に従い、自己の責任において行動するものとし、これに違背して盗難、傷害その他事故が起こっても、当該施設、本スクール及びスタッフに対し、一切の損害賠償を請求しないものとする。
2. スクール生は本スクールが指定するスポーツ障害保険に必ず加入するものとする。

第14条(休校・閉鎖)

天災地変、社会情勢の変化、その他通常のスクール運営を継続することが困難となる事由が生じた時は、本スクールを休校、もしくは閉鎖することがある。

第15条(写真・映像の使用)

本スクールの活動風景を撮影した写真及び映像をバーモス恵庭フットボールクラブのホームページ又はフェイスブックに、に使用する場合がある。

第16条(個人情報の取り扱い)

本スクールは、法令を遵守し、別に定めるプライバシーポリシーに基づき厳正に取り扱う。

第17条(細則)

本規約に定めのない事項及び運営上必要な細則は本スクールが別に定める。

(附則)

この規約は、2018年4月1日から施工する

様式第1号

「バーモス恵庭フットボールクラブスクール 入会申込書（継続申込書）」

会 員 氏 名	カナ氏名： ----- 漢字氏名：
生 年 月 日	平成 年 月 日
電 話	(T E L) (Mail)
緊 急 連 絡 先	(携 帯) (Mail)
保 護 者 氏 名	
学 校 名	(小学 年生)

※ その他アレルギー等の留意事項がありましたら記入してください。

<保護者の皆様へ>

- ・バーモス恵庭の運営方針およびクラブ規約に従っていただきます。
- ・規律を守れない会員については、退会していただく場合があります。
- ・途中退会の場合でも徴収した入会金および会費は返却いたしません。
- ・万一の事故によるケガも考えられますので、全員にスポーツ障害保険をかけます。
- ・バーモス恵庭の活動中におきた事故については、スポーツ障害保険による範囲で保証します。
- ・保護者の好意による同乗中の車両事故については、一切クラブとして責任はもちません。

誓 約 書

バーモス恵庭フットボールクラブスクール 殿

私は、「本スクール」の運営役員および指導者・引率者に対し、下記の事項に関して一切の責任を問わない事を誓います。

- 1 参加する全ての練習に関する事故
- 2 移動に関する全ての事故
- 3 その他「本スクール」として参加する全ての行事に関する事故

年 月 日

住 所

保護者氏名 (印)

スクール生氏名



バーモス恵庭フットボールクラブスクール

- 【目的】本スクールは、サッカーを通じてスポーツマンシップを身につけ、スポーツへの正しい理解を深め、健全な育成とサッカーの楽しさを追求することを目的としています。又、本スクールは千歳地区サッカー協会に所属しているチームではなく試合等に参加を目的として活動はしていません。
- 【場所】活動拠点は基本、福住屋内運動広場にて行います。
- 【活動日】月曜日と木曜日を基本とし、スクール活動は月4回とします。
下記のアドレスが日程表となっています。
http://cgi.geocities.jp/varmos_eniwa_since_1994/varmos1994/cgi-bin/sche28.cgi
- 【時間】16:30～18:00と17:30～19:00の2パターンを基本として90分の活動時間とします。
- 【コーチ】バーモス恵庭フットボールクラブジュニアユース(U-15)の監督、コーチがスクール生の指導にあたります。
- 【概要】サッカーを初めてするスクール生やサッカー少年団に所属しているスクール生と一緒に活動しますがスクール生に対して個々の目標を設定して活動します。
- 【会費】月会費1000円とします。月初めの時にスタッフに渡してください。
スポーツ保険をかけます。年間1500円かかりますので5月に入会をして頂いたスクール生は合わせて2500円を納金となります。
- 【入会】申込書を必ず持参して頂くか、FAX(0123-33-2204)で申込をお願いします。
又、ご質問等があれば下記までご連絡ください。
- 【保護者】本スクールは選手とスタッフでサッカーを通じ楽しむことを主眼としていますので保護者様の役員等の活動は一切ありません。

バーモス恵庭フットボールスクール
スクール担当：後藤 剛
連絡先：090-4874-0579
メール：varmos@gotoh.name